




令和3年7月13日

南丹市議会議長
谷尻 宣雄 様

南丹市議会議員
松尾 武治 

文書質問書南丹市議会文書質問実施要綱第3条第1項の規定により、下記のとおり質問します。

記

質問事項	質問の具体的な内容
有害鳥獣捕獲事業について	<p>一般質問で適格な答弁が得られず文書質問を行ったところ、答弁から改めて疑問点が見えたので質問する。</p> <p>① 農業に被害を及ぼす第二種特定鳥獣(イノシシ・ニホンザル・ニホンジカ)の捕獲許可は、平成12年度より京都府から南丹市に移譲されているが、市長の認識を伺う。</p> <p>② 被害防止計画の捕獲計画数からニホンジカを例にとると1,600頭から2,700頭(現在は2,500頭)に拡大されたが、被害防止計画 1.鳥獣による農林水産業等に係る被害防止に関する基本的な方針 (5)今後の取組方針では、従来講じてきた上記の被害対策に加え、次の取組を進めるとなっており「イノシシ・ニホンジカ」に対する増頭分の具体的な取組方針を示す必要があると考えるが、増頭分の具体的な取組を計画どのように反映させたのか担当部長に伺う。</p> <p>③ 捕獲許可については、狩猟法、京都府鳥獣保護管理事業計画書で定めるもののほか、南丹市鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行に関する事務取扱要綱で詳しく定められているにもかかわらず、どのような根拠で特措法に基づく、被害対策運営協議会(市長答弁による)の所掌事務にする必要があるのか担当部長に伺う。</p> <p>④ 特措法には、被害対策運営協議会で、被害防止計画の実施に向けた協議をすることになっている。また、狩猟法に基づく、京都府第12次鳥獣保護管理事業計画書、第四、3-3、⑤被害防止の目的での捕獲の適正化のための体制の整備等、ア方針では「関係市町村に対しては、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村の被害防止計画との整合を図りとも示され、答弁でも前年度の捕獲実績等の協議内容も示された。</p> <p>被害防止計画では、対象鳥獣の捕獲目標頭数を次のように定めている。イノシシ1,500頭、ニホンジカ2,500頭、サル20頭、カワウ100羽と定めているが、被害対策運営協議会の議事録と提出資料を見ると、捕獲許可頭数は、イノシシ1,510頭、ニホンジカ3,060頭、サル175頭、カワウ370羽になっている。</p> <p>特措法、狩猟法で示す被害防止計画の実施に向けた協議は、文書質問の答弁でも行っていないことが確認された。被害防止計画の今後の取組は、改正時・変更時の協議とは異なり、実施に向けた協議となり当年度の捕獲事業計画にもなる。当年度の捕獲事業計画をどの様に協議されたのか担当部長に改めて伺う。</p>